防火ダイジェスト

『火災予防条例のあらまし』

「火の用心」という言葉に代表される火災予防の思想は、みなさんの意識の中に古くから存在していたものですが、治療医学から予防医学に変わってきたように消防行政も、火消しの任務から、火を出さないための消防に進展してきました。

向日町で制定された「火災予防条例」はおおむね、つぎのようなものになります。

× × ×

その一　公衆の出入する場所などの指定

これは、防火対象物のうち公衆の出入する場所、または多数の者の勤務する場所であって、公開時間内または従業時間内に、四十八時間以前の通告なしに、本人の意思に反しても立入および検査を行なうことの場所を指定したものである。

× × ×

その二　火を使用する設備と、その使用に際し、火災発生のおそれのある設備の位置、構造および管理の基準

これは、炉やかまど、ボイラー、固定式のストーブ、壁付暖炉、乾燥設備、ガス溶接設備、堀ごたつおよびいろり、ネオン管灯設備、展示装飾などについて、その位置、構造および管理の基準を規定したものである。

× × ×

その三　火を使用する器具およびその使用に際し、火災の発生のおそれある器具の取扱いの基準

これは、こんろおよび移動式のストーブ、火鉢、置ごたつ、火消つぼ、アイロンおよびコテなどについてその取扱いの基準を規定したものである。

× × ×

その四　火の使用に関する制限

これは、劇場などの公衆集合場所での喫煙または裸火の使用、そのほかたき火、がん具用煙火の消費、化学実験など、ガスまたは電気による溶接作業などについての制限。

× × ×

その五　火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

これは、火災警報発令中の火の使用を特別に制限したもの。

× × ×

その六　指定数量未満の危険物の貯蔵または取扱いの基準

これは、法別表の指定数量の五分の一以上指定数量未満の貯蔵または取扱いの技術上の基準。

× × ×

その七　準危険物の貯蔵または取扱いの基準

これは、施行令別表第三の特殊可燃物について、その貯蔵または取扱いの技術上の基準を規定。

× × ×

その八　避難管理

これは、百貨店、マーケットの売場の避難路などについて規定したもの。

× × ×

その九　雑則

これは、防火対象物の使用開始の届出、防火管理者の消防計画の届出、火を使用する設備またはその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうちに危険性の比較的大きい一定の設備の届出、火災とまぎらわしい煙など発するおそれのある行為、臨時の催物、水道断水または減水、消防隊の通行、その他消火活動に支障をおよぼすおそれのある道路工事などの届出、一定数量以上の少量危険物、準危険物または特殊可燃物の貯蔵または取扱いの届出、圧縮アセチレンガス、液化ガス毒物その他消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で指定するものを業務上貯蔵し、または取扱う場合の届出。

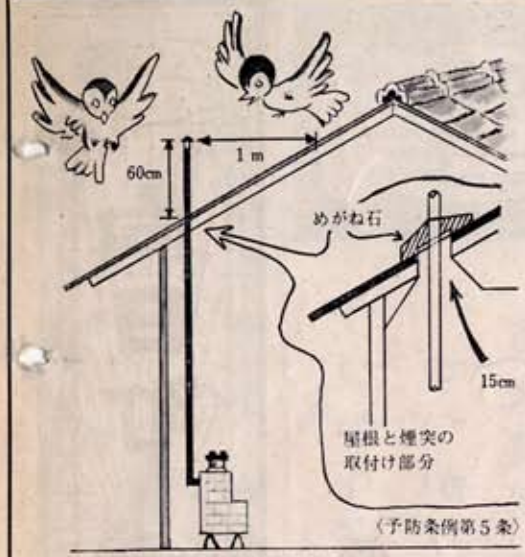

〈予防条例第5条〉

コンロの使用方法

1　適当な大きさ（たきがらが落ちても危険のない大きさ）の不燃性台上にて使う。
2　器具と周囲可燃物との距離は30cm以上、上部可燃物との距離は1m以上はなすこと。
3　壁体の構造が防火構造の時は、その壁と器具の距離は15cm以上

〈予防条例第18条〉

火災警報発令中はだめ！

1　屋外でのたき火、ろう火
2　屋外での火入れ
3　屋外で危険な場所での喫煙
4　屋外で残火、取灰の不始末
5　いちぢるしい火粉の発散
6　開放した屋内での裸火取扱い

〈予防条例第30条〉

火事か　演習か　班鐘でわかる

ジャン、と班鐘が鳴れば消防団員ならずとも、"ドキッ"とするものです。

しかし、あわてないで、まず班鐘の鳴り方を注意して聞いてください。

編集室から

◇…本号は、防火週間にちなんで消防特集にしました。油断大敵と申します。お宅の"火の用心"をもう一度たしかめましょう。